

介護サービス費（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※介護保険負担割合証にもとづいた1割負担の場合です。2割負担の方は個別にお尋ねください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付費（一日）	施設サービス費（単位）	636	703	776	843	910
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）（単位）	46	46	46	46	46
	夜勤職員配置加算（単位）	21	21	21	21	21
	看護体制加算（Ⅰ）（単位）	4	4	4	4	4
	看護体制加算（Ⅱ）（単位）	8	8	8	8	8
	精神科医療養指導加算（単位）	5	5	5	5	5
一日あたりの保険給付額（小計）	a	720	787	860	927	994
口腔衛生管理体制加算（月額）	b	30	30	30	30	30
基本単位+諸加算合計（30.4日） (a×30.4)+b=c	c	21918	23954	26174	28210	30247
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） c×5.9%=d	d	1293	1413	1544	1664	1785
月額の保険給付費合計（c+d）	e	23211	25,367	27,718	29,874	32,032
保険対象費用総額（e×10.45）	①	242554	265085	289653	312183	334734
月額保険給付額（円）①の9割	②	218298	238576	260687	280964	301260
利用者自己負担額（円）①-②	③	24,256	26,509	28,966	31,219	33,474

※その他、以下に該当される場合、上記の保険給付費に別途加算されます。

- 栄養マネジメント加算**：1日14単位
栄養ケア計画を作成してから加算されます。
- 入所時初期加算**：1日30単位
入所されてから30日を限度として加算されます。それ以後は、加算されません。
但し、30日以上入院をされ退院された場合は、退院日から新たに30日を限度として加算されます。
- 入院・外泊加算**：246単位
ご契約者が連続して3日以上入院・外泊された場合に加算となり6日間を限度とします。
加算に加え、当該居室確保のため、居住費2,300円をご負担いただきます。（契約書第18、21条参照）
- 経口移行加算**：1日28単位
経管栄養により食事を摂取するご契約者に対して、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理及び言語聴覚士もしくは看護師による支援を行う場合に180日を限度として加算されます。
- 経口維持加算（Ⅰ）**：1月400単位
経口により食事を摂取しており摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者に対して、継続して経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に6ヶ月を限度として加算されますが、以降も特別な管理が必要な場合は引き続き対象となります。
- 療養食加算**：1食6単位
医師の食事せんに基づく療養食を提供された場合に加算されます。
- 看取り介護加算**：死亡日以前4日以上30日以下は1日144単位、死亡日の前日及び前々日1日780単位
死亡日1,580単位
医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した契約者について、本人及び家族とともに医師、看護師、介護職員等が共同して、十分な説明を随時行い合意をしながらその人らしい看取りを支援した場合に加算の対象となります。
- 退所時等相談援助加算**：退所前後訪問相談援助460単位、退所時相談援助400単位、退所前連携500単位
退所時に際して（病院、診療所への入院及び他の介護保険施設への入所を除く）相談援助を行った場合にそれぞれ加算されます。
- 在宅復帰支援機能加算**：1日10単位
家族や指定居宅介護支援事業者に対して、退所後の居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合に加算されます。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算**：1日200単位
医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した者に対して介護福祉施設サービスを行った場合、入所日から7日間を限度として加算されます。
- 配置医師緊急時対応加算**：早朝（6～8時）・夜間（18～22時）の場合⇒1回につき650単位
深夜（22～6時）の場合⇒1回につき1300単位
配置医が早朝、夜間、深夜に緊急で診察を行った際に加算されます。
- 再入所時栄養連携加算**：1回400単位
入院後、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が医療機関と連携し栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。

サービス利用料金表

第4段階の方 (利用者負担段階)

要介護 度	介護サービス費(30.4日)	地域加算	月額	一日あたり		月額利用料 (30.4日)
	基本単位+加算単位		利用者負担額	食費	居住費	
1	23,211	10.45	¥24,255	¥2,000	¥2,300	¥154,975
2	25,367		¥26,509			¥157,229
3	27,718		¥28,965			¥159,685
4	29,874		¥31,218			¥161,938
5	32,032		¥33,473			¥164,193

第3段階の方 (利用者負担段階)

要介護 度	介護サービス費(30.4日)	地域加算	月額	一日あたり		月額利用料 (30.4日)
	基本単位+加算単位		利用者負担額	食費	居住費	
1	23,211	10.45	¥24,255	¥650	¥1,310	¥83,839
2	25,367		¥26,509			¥86,093
3	27,718		¥28,965			¥88,549
4	29,874		¥31,218			¥90,802
5	32,032		¥33,473			¥93,057

第2段階の方 (利用者負担段階)

要介護 度	介護サービス費(30.4日)	地域加算	月額	一日あたり		月額利用料 (30.4日)
	基本単位+加算単位		利用者負担額	食費	居住費	
1	23,211	10.45	¥24,255	¥390	¥820	¥61,039
2	25,367		¥26,509			¥63,293
3	27,718		¥28,965			¥65,749
4	29,874		¥31,218			¥68,002
5	32,032		¥33,473			¥70,257

第1段階の方 (利用者負担段階)

要介護 度	介護サービス費(30.4日)	地域加算	月額	一日あたり		月額利用料 (30.4日)
	基本単位+加算単位		利用者負担額	食費	居住費	
1	23,211	10.45	¥24,255	¥300	¥820	¥58,303
2	25,367		¥26,509			¥60,557
3	27,718		¥28,965			¥63,013
4	29,874		¥31,218			¥65,266
5	32,032		¥33,473			¥67,521